

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まります

住民課 内線325～327

老人保健法の改正（高齢者の医療の確保に関する法律の施行）に伴い、平成20年4月1日時点で75歳以上の方は4月1日から、それ以降に75歳になる方はその誕生日から、神奈川県後期高齢者医療広域連合が運営する「後期高齢者医療制度」の加入者となります。

○一部負担割合について

医療機関で支払う一部負担割合は今までと同じで、1割又は3割（一定以上の所得がある方）となり、毎年1回、前年所得（分離所得を含む）による負担割合の判定が行われます。

○保険料について

今まで国民健康保険や社会保険などで支払っていた保険料にかわり、加入者一人一人について、神奈川県後期高齢者医療広域連合が所得割（7.45%）と均等割（39,860円）の方法により保険料を決定し、原則として年金から天引きされます。

ただし、年金の額などによっては、町から送付す

る納入通知書によって金融機関などでお支払いいただく場合があります。

なお、これまで社会保険や公務員の共済組合などの被扶養者となっていた方は、平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月は、均等割額の9割が軽減されます。

○障がい認定により老人保健医療を受けている75歳未満の方

65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、老人保健法の医療受給者証をお持ちの方は、原則として後期高齢者医療制度の加入者となります。ただし、ご本人の意向で後期高齢者医療の撤回を申し出ることができます。

撤回することで保険料や一部負担割合が変わる場合がありますので、詳しくは、加入している医療保険又は住民課へお問い合わせください。

国民健康保険被保険者証などの変更について

住民課 内線325～327

国民健康保険高齢受給者証（藤色）の一部負担割合について

国民健康保険に加入している70～74歳の方で、現在お持ちの高齢受給者証の表記が「2割（ただし、平成20年4月1日から1割）」となっている方の一部

負担割合は、国の負担凍結措置により、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割のままとなります。（負担割合が3割の方は除きます）

65歳以上で退職被保険者証（水色）をお持ちの方へ

退職者医療制度が廃止されることに伴い、退職者被保険者証をお持ちで65歳以上の方は、4月1日以

降は一般被保険者証に変更となります。

小学校就学前児童の一部負担割合が変わります

住民課 内線325～327

国民健康保険に加入している、3歳から小学校入学前までのお子様が保険医療機関などにかかった際の一部負担割合が、平成20年4月から2割となります。

（3歳未満については従来から2割です。）

特に手続きは必要ありませんので、お持ちの被保険者証をそのままお使いください。